

インドネシア法整備支援オンラインセミナー (法令の整合性確保のための方策について)

前国際協力部教官（現 J I C A 長期派遣専門家）

及 川 裕 美

第1 はじめに

令和4年1月27日、インドネシア法務人権省法規総局及び独立行政法人国際協力機構（J I C A）との協力の下、「ドラフター」と呼ばれるインドネシアの法案起草・法案審査担当者等を対象に、法令間の整合性確保のための方策に関するオンラインセミナー（以下「本セミナー」という。）を開催した。

本稿では本セミナーの内容について紹介する。

第2 本セミナーの背景

インドネシアでは、法令（特に大臣令）間の不整合を解消するための体制作りや人材育成の在り方が課題となっており、平成27年12月から令和3年9月までの間、インドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局及び同省知的財産総局（知的財産総局については令和2年12月で終了）を実施機関として、知的財産法における法的整合性向上のための体制整備等を目標として、J I C Aの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施され、同年10月からは、インドネシア最高裁判所及び法務人権省法規総局を実施機関として、法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上等を目標として、J I C Aの「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」が実施されている。

国際協力部は、両プロジェクトの目標達成のための支援を継続してきたところ、本セミナーは、令和3年9月に開催した、法令間の整合性確保のための方策に関するオンラインセミナー¹に引き続き開催されたものである。

第3 本セミナーの内容

1 形式

ハイブリッド方式（インドネシア側は会場参加とZ o o mでのオンライン参加の併用、日本側は全員オンライン参加）

2 実施日時

令和4年1月27日（木）

3 インドネシア側参加者

法務人権省、労働省、環境林業省等の多数の中央機関、法務人権省南東スラウェシ

¹ 令和3年9月のオンラインセミナーについては、ICD NEWS第89号（2021.12）103頁以下に掲載。

州地方事務所等多数の地方機関及び憲法裁判所から延べ約410名

4 日本側参加者

国際協力部長、同副部長、同教官及びJICA関係者

5 通訳

呼子紀子氏

6 日本側の講義等

衆議院法制局での勤務経験もある内藤晋太郎国際協力部長から、「日本における法律案の作成の概要～法律の矛盾抵触の回避を中心として～」と題する講義を行い、法令間の矛盾抵触に関する法令解釈の原理及び法制上の措置等について、具体的な事例を用いて説明が行われた。内藤部長の講義が終了すると同時に、複数の参加者が挙手をして質問し、非常に意欲的にセミナーに参加していた。

質問としては、日本における法律制定後に法律の内容に誤りが発見された場合の是正の方法、立法作成過程に国民の意見を反映する施策等に関する質問のほか、条例や通達が上位規範と矛盾する場合の対応等について質問があった。

7 インドネシア側の講義等

インドネシアのドラフターの能力向上に関する施策を担当するヌルヤンティ・ウィディヤステイ法務人権省法規総局条例支援・起草指導局長から、「ドラフター専門職のコンピテンシー開発」と題する講義が行われ、インドネシアにおけるドラフター制度の概要、業務内容、ドラフターの能力向上のための取組について説明いただいた。インドネシアのドラフターは、法令の起草・審査等を行う専門職の公務員であるところ、インドネシアでは、このたび、ドラフターに対して昇進等の基準となるテストが導入されたことなど、ドラフターの能力向上のための施策が具体的に紹介された。

ヌルヤンティ局長の発表後には、プリヤント法務人権省法規総局事務局長から、インドネシアにおいてドラフターの能力向上が喫緊の課題となっている状況等について追加の説明があった。プリヤント事務局長は、共同研究及び本邦研修に合計3回参加されているところ、本邦研修において日本の法制執務に関する書籍等について学び、インドネシアでも同様の資料を作成するに至った点についても説明があった。

8 アンケート

本セミナーのアンケートでは、「セミナーで習得した知識が自身又は所属組織の業務に役立つものであるか」という質問に対して、「すぐ役立つ」との回答が約3割、「応用すれば役立つ」との回答が約6割であったほか、セミナー全般については、「有意義であった」との回答が9割を超えるなど好評を得た。

第4 終わりに

前記のとおり、本セミナーには、延べ410人という大変多くのドラフター等の方にご参加いただき、担当者としては開催の意義を感じることができた。

ただ、参加人数が多くなると、セミナーの内容の理解度にも差が生じやすくなるので、

新型コロナウイルス感染症のまん延が収束し、従来型の本邦研修の再開が可能になった後は、情報提供を主な目的とするオンラインセミナーと、特定のテーマについて研修参加者で深く掘り下げて理解を深めることを主な目的とした研修とを、併行して実施することなどを検討する余地があると感じた。

今後も、インドネシアにおける法令間の整合性確保を目指して、より充実した支援を実施すべく、担当者一同努力してまいりたい。

最後に、本セミナーに協力いただいた関係者の皆様に心より御礼を申し上げたい。特に、呼子紀子様のご通訳なくして本セミナーの成功はなく、この場を借りて厚く御礼申し上げます。



【内藤部長による講義後の質疑応答の様子】



【集合写真】